

産経新聞 東京朝刊 2019/10/21(月)

憲法第24条は婚姻に関する条文である。その第1項を改めて記すと、
「夫婦の間の権利を有する」とを基本として、
「夫婦が同等の権利を有する」とを確立する
相互の協力により、維持されなければならない」である。

「日本国憲法24条は、前述近代性の家觀の基層としての「家」を否定し、「両性の本質的平等」と「個個人の尊嚴」という憲法価値を、公序として私法上の家族關係に課すものだった。(中略)「個人の尊嚴」を家族秩序にまで及ぼそうとする点で、日本国憲法24条はきわめて注目すべきものだ。

相互の協力により、維持されなければならない」である。

「家族の解体」ここまでできている



拓殖大学学事顧問
渡辺 利夫

（「家庭解体の論理」を意味する
正論はこの憲法の家族保護とは正反対
といわれる。権力教授は、第24条
は正反対に「家族解体の論理を含
意したものとして意味づけられる
だろう」）

第24条は個人の尊厳と両
性的平等をうたうのみ、家
・社会などのよしな関わ
か、もつべきかは何も語
ない。果たしてそれでい
西教授の問題提起であ
現実みつめてみると
憲法論から離れて日本の
つめてみよう。樋口教授
り、日本の家族は着実に
に向かって進んでおり、
移していくば地域共同体

はもとより日本という国家自体がいすれ衰減するのではないかといふ不吉な予感さえ漂う。日本の年間出生数は、昭和22(1947)年には60万人を上回つていたが、71(1949)年には200万人ほどとなり、平成28(2016)年にはついに100万人を切つて昨年は92万人を下回つた。折り紙を2つに折り、それをまた2つに折つて表面積がみなみる減少していくような空恐ろしさを感じさせる数字である。

ほどになつたといふ。
他方、平均寿命の方は今なお高
まりつつある。昨年は男性81・3歳、
女性87・3歳、いずれも日本大
人の人口史上で最高齢。世界でもト
ップクラスである。

もなく、そして気がつけば社会の崩壊を招きがねないマグニチュードで進んでいる。樋口教授たちの期待していた理想社会の現実はかかるものだったのか。

西教授は、家族が「社会の基礎的単位である」と、「国および社会の保護を受けること」と、この2つを柱とする家族条項を憲法に導入すべしと提唱している。個人の尊厳の呪縛からいかにして自らを解き放つか、令和新時代日本の深淵なる課題である。

「生産年齢人口」と呼ばれる。これは1996年に減少に転じている。人手不足は実はもう20年以上

2019. 10. 21